「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

生産性向上に資する設備投資を支援します!

最高で 1,000 万円の補助 (補助率: 1/2以内) をします。

生産性向上に資する専門家の活用がある場合、30万円の増額が可能です。

本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

■対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

■事業詳細・助成内容等

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの対象類型に区分され、それぞれについて「一般型」「小規模型(設備投資のみ)」の事業類型があります。

| | 革新的サービス | ものづくり技術 | 備考 |
|------------------|---|---------|------------------------------|
| 一般型 | 中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ●補助額:100万円~1,000万円●補助率:1/2以内 (※1、※2) | | 各事業類型と も、生産性向上 に資する専門家 |
| 小規模型 (設備投資のみ) | 小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセス 合は の改善を支援します。 額を | | の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能。 |

- ※1 「先端設備等導入計画」を平成 30 年 12 月 21 日以後に申請し、認定(新たな設備等導入を伴う計画変更を 含む)を受けた場合は補助率 2/3 以内。
- ※2「経営革新計画」を平成 30 年 12 月 21 日以後に新たに申請し、承認を受けた場合は補助率 2/3 以内。
- ※3 小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率2/3以内。

■公募期間

応募開始: 2019年 8月19日(月) 13時 応募締切: 2019年 9月20日(金) 15時

※ 本公募は、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」の会員ページ内に設けられる、ものづくり補助金電子申請システムを使用して、電子申請を行った場合のみ受付となります(1事業者につき、1申請のみ)。

※全ての詳細は、当会ホームページに掲載してある公募要領をご確認ください。

お問い合わせは島根県地域事務局又は最寄りの認定支援機関まで

島根県中小企業団体中央会 連携支援課(៤ 0852-21-4809)

〒690-0886 島根県松江市母衣町 5 5 – 4 商工会館 4 階 http://www.crosstalk.or.jp/